


4月1日から、成年年齢は18歳になりました。

4月の防犯対策

令和4年4月1日
(公社) 滋賀県防犯協会



2018年(平成30年)6月に民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、この改正法が本年4月1日から施行されました。

つまり、18歳に達した者は一人で有効な契約をすることができ、また父母の親権に服さなくなりました。



例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためアパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで自動車を購入するといったことができるようになります。

また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所や進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになります。

その反面、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができる「未成年者取消権」が行使できなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合には、一人で悩まず消費者ホットライン「1888」

日本司法支援センター(法テラス)

0570-078374(おなやみなし)に相談しましょう。

また、若年層の性暴力被害として、アダルトビデオに出演するという認識がないまま契約し、出演を強要される問題が起きています。18歳になったら契約は慎重に、より一層の注意が必要です。

性暴力の悩みはひとりでは抱え込まずに性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(内閣府) ☎#8891

性犯罪被害相談電話(警察) ☎#8103

性暴力に関するSNS相談「キュアタイム」等に相談しましょう。

※ 関連する法令について

民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、お酒を飲んだりタバコを吸ったりすることができるようは20歳のままです。

公営競技(競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)の年齢制限についても20歳のまま維持されます。

少年法についても改正され、この4月1日に施行されましたが18・19歳も「特定少年」として引き続き法律の適用を受けることになりました。

さらに重大な事件を犯した場合家庭裁判所から検察官に事件が送致されますが、17歳以下の少年の場合と異なり、20歳以上の者と同様の取扱いとなりました。

また、少年のとき犯した事件では実名報道が禁止されていましたが、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した事件で検察官に正式起訴されたときには、この禁止が解除されることとなりました。



お父さん・お母さんの目で通学路の点検を

小学生以下に対する声かけ等の前兆事案は、これまでの統計によると下校途中に単独になった時が最も多く発生場所のほとんどは「路上」となっています。

新小学1年生のお子さんをお持ちのお父さん・お母さん、お子さんの通学路は「防犯の目」で見えて安全ですか？

次を参考に、お父さん・お母さんの目でも通学路の安全確認をしましょう。

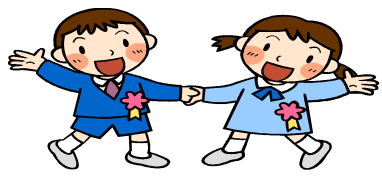
あやしい場所の4つの特徴「ひまわり」

とりだけになるところ
わりから見えない(見えにくい)ところ
かね道・わき道やうら道の多いところ
ようざされていない家(空き屋)や公園など人がだれもないところ
次に大事なことは

- ・何が危ないか
- ・なぜ危ないか
- ・どう危ないか

を具体的に教えることです。危ないことを察知する力、「おかしい」「変だ」「怖い」と感じるものが大切です。

危険を感じて素早くその危険から遠ざかることができるよう具体的に教えましょう。



また、以前女の子がスーパーのトイレで誘拐されるという恐ろしい事件がありました。

買い物に行ったときに子どもを一人でお菓子売り場に行かせたり、トイレに行かせたりしていませんか？

この隙を狙って犯人は甘い言葉で誘い出します。「目を離さない」「手を離さない」親と一緒に歩いて行くようにしましょう。